

第2期 定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2018年5月1日から2019年4月30日まで)

株式会社ビジョナリーホールディングス

上記事項は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年5月1日)
(至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,718,806	△419,151	△0	1,309,654
当期変動額					
新株の発行	795	795			1,591
親会社株主に帰属 する当期純利益			499,618		499,618
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	795	795	499,618	△4	501,205
当期末残高	10,795	1,719,602	80,466	△4	1,810,860

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当期首残高	2,079	△179,791	△177,711	250,119	106	1,382,169
当期変動額						
新株の発行						1,591
親会社株主に帰属 する当期純利益						499,618
自己株式の取得						△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△897	11,040	10,142	101,686	△106	111,722
当期変動額合計	△897	11,040	10,142	101,686	△106	612,927
当期末残高	1,181	△168,750	△167,568	351,805	—	1,995,097

〔連結注記表〕

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社メガネスーパー

株式会社メガネハウス

株式会社関西アイケアプラットフォーム

株式会社みちのくアイケアプラットフォーム

株式会社Enhanlabo

株式会社Vision Wedge

株式会社VISIONIZE

- (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、アイウェア・デベロップメント株式会社につきましては、当連結会計年度において、清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社数

該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

該当事項はありません。

なお、アイウェア・デベロップメント株式会社につきましては、当連結会計年度において、清算終了しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、連結子会社のうち、株式会社VISIONIZEは、決算日を4月30日に変更し、連結決算日と同一となっております。

4. 会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 …………… 総平均法による原価法

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

無形固定資産 …………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務の見込額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により翌期から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異は、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 消費税等の会計処理方法 …………… 税抜方式によっております。
- ③ のれんの償却方法及び償却期間 …………… 投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

5. 表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	38,578千円
土	地	454,364千円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,000,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	400,000千円
長期借入金	3,072,276千円

上記の担保のほか、「投資その他の資産」の「その他」に含まれている商品券発行の保全に係る横浜地方法務局小田原支局への供託金13,000千円があります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,850,315千円

(3) 財務制限条項

当社グループのタームローン契約及び貸出コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、貸付人の借入人に対する通知により、直ちに、借入金等を返済する義務を負っております。

(1) 2018年2月26日付タームローン契約（当連結会計年度末借入金残高3,472,276千円）

①借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降（2018年4月期を含む。）、各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表及び親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結貸借対照表における純資産の部の金額を前期(直前の決算期)比75%以上に維持する。

②借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降（2018年4月期を含む。）、各決算期末における親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益又は経常損益のいずれか一つでも赤字となった場合、その翌決算期末における株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益及び経常損益の全てを赤字にしないこと。

(2) 2018年2月26日付コミットメントライン契約（当連結会計年度末借入金残高 2,000,000千円）

①借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降（2018年4月期を含む。）、各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表及び親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結貸借対照表における純資産の部の金額を前期(直前の決算期)比75%以上に維持する。

②借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降（2018年4月期を含む。）の各決算期末における親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益又は経常損益のいずれか一つでも赤字となった場合、その翌決算期末における株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益及び経常損益の全てを赤字にしないこと。

(3) 2018年3月30日付相対型コミットメントライン契約（当連結会計年度末の借入金残高はありません。）

①借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持する。

②借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続で損失とならないようにすること。

(4) 2018年9月21日付特殊当座借越契約（当連結会計年度末の借入金残高はありません。）

①借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期におけるインタレストカバレッジレシオ1超を維持する。インタレストカバレッジレシオとは、金利等の負担能力を示す指標のことをいい、最終の決算期に関する損益計算書（もしくはこれに準じるもの）により以下の算式で算出されるものをいう。

（営業利益＋受取利息）／支払利息

②借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期において2期連続当期赤字としない。2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書（もしくはこれに準じるもの）における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も改めてこの条項に該当するものとする。

③借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期において、債務超過を回避する。債務超過とは、最新の決算期の貸借対照表において、負債が資産を上回る状態をいう。

④借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の各事業年度末日における連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金

額を、2018年4月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

- ⑤借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の各事業年度末日における連結ベースでの営業損益、経常損益のいずれか1つでも赤字となった場合、その翌決算期末における連結ベースでの営業損益のすべてを赤字にしないこと。

7. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、当連結会計年度において保有する店舗設備及び売却予定資産等について、将来の回収可能価額を検討した結果、一部の店舗設備及び売却予定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途	場所	種類	金額（千円）
店舗設備	北海道（2店舗）	建物等	5,062
	宮城県（1店舗）	建物等	3,705
	栃木県（1店舗）	建物等	1,735
	埼玉県（4店舗）	建物等	6,422
	千葉県（5店舗）	建物等	11,873
	東京都（10店舗）	建物等	38,155
	神奈川県（9店舗）	建物等	41,621
	新潟県（2店舗）	建物等	3,731
	石川県（1店舗）	建物等	1,365
	福井県（1店舗）	建物等	9,178
	山梨県（1店舗）	建物等	738
	静岡県（2店舗）	建物等	2,809
	岐阜県（1店舗）	建物等	3,638
	愛知県（2店舗）	建物等	9,202
	大阪府（1店舗）	建物等	705
	兵庫県（2店舗）	建物等	23,143
	福岡県（1店舗）	建物等	10,693
	佐賀県（1店舗）	建物等	347
	鹿児島県（2店舗）	建物等	7,767
計			181,900
売却予定資産等	神奈川県	土地・建物等	13,119
	静岡県	土地・建物等	11,280
計			24,399
合計			206,300

店舗設備

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。店舗については、営業活動による損益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため零として評価しております。

売却予定資産等

売却予定資産等については、個々の物件単位にグルーピングを行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており不動産鑑定評価額（指標等を用いて調整を行なったものを含む）もしくは、売却見込額等に基づき評価しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	226,043,151株
A種優先株式	800株
B種優先株式	1株
C種優先株式	320株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類

普通株式	2,925,000株
------	------------

9. 金融商品に関する注記

[1] 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金、未収入金の一部は、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。また、借入金には財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、期限の利益の喪失等、当社グループの業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程等に従い、営業債権、敷金及び保証金、未収入金について、各管理部署が主要な相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る等の方法により、信用リスクを管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）等の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直す等の方法により、市場価格の変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務等について、財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

[2] 金融商品の時価等に関する事項

2019年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1, 261, 196	1, 261, 196	—
(2) 売掛金	1, 397, 911	1, 397, 911	—
(3) 未収入金	126, 351	126, 351	—
(4) 敷金及び保証金	119, 885	93, 559	△26, 325
資産計	2, 905, 344	2, 879, 018	△26, 325
(1) 支払手形及び買掛金	2, 016, 886	2, 016, 886	—
(2) 短期借入金	2, 000, 000	2, 000, 000	—
(3) 1年以内返済予定の 長期借入金	500, 008	500, 008	—
(4) 未払金	718, 458	718, 458	—
(5) 未払費用	433, 338	433, 338	—
(6) 未払法人税等	123, 273	123, 273	—
(7) 長期借入金	3, 323, 916	3, 323, 916	—
負債計	9, 115, 881	9, 115, 881	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積った期間に応じたリスクフリーレートで割り引いた現在価値によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年以内返済予定の長期借入金、
(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金 (※1)	2,693,326

※1 敷金及び保証金のうち、返還予定時期を合理的に見積ることができないものにつきましては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,261,196	—	—	—
売掛金	1,397,911	—	—	—
未収入金	126,351	—	—	—
敷金及び保証金	119,885	—	—	—
合計	2,905,344	—	—	—

(注4) 長期借入金、その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	2,000,000	—	—	—	—
1年以内返済予定の長期借入金	500,008	—	—	—	—
長期借入金	—	500,008	486,632	2,332,276	5,000
合計	2,500,008	500,008	486,632	2,332,276	5,000

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社グループは、神奈川県小田原市及びその他の地域において、将来の使用が見込まれていない売却予定不動産を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
385,996	449,211

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

当期末の時価は、重要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円96銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

I. 特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得

6月18日開催の取締役会において、下記のとおり、特別目的会社（SPC）の全株式を取得し、吸収合併することによりA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式（以下、総称して「各種優先株式」といいます。）の全てを取得することを決議いたしました。

1. 株式取得及び吸収合併する理由

2016年4月期の黒字転換と以降の黒字化定着により、APファンドにより支援を受けた2012年1月以降の「事業再生期」を終え、既に「再成長期」に移行していることから、当社グループが独立企業として持続的かつ安定的な発展を実現するための中長期的なオーナーシップについて、同ファンドと協議を進めてきた結果、より多様な当社株式の保有者層、並びにより高い流動性を形成するため、2018年7月に新株の発行を伴わないAPファンドが保有する当社普通株式の売出しを行うことを決定し、当社の株主構成が大きく変化するに至っております。

さらに、株主構成が大きく変化する中、APファンドとの間では、当社が「事業再生期」に発行した負債性の強い社債型の各種優先株式（※1）のうち、APファンドが保有するC種優先株式について、復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備の観点から、今後の保有スタンスについて議論を重ねてまいりました。C種優先株式は、当社並びにAPファンド双方が金銭対価による取得請求権を有しており、当社が同請求権を行使しC種優先株式を取得並びに消却するには、その対価として8億円の支払いが発生すること、またAPファンドによる同請求権が行使される場合には、当社がその時期をコントロールできないなど、経営環境の変化や投資機会に即応できる強い財務基盤の構築が急務であるとの共通認識を有する中にあって、C種優先株式の取扱いが当社の重要なテーマであると位置づけ議論を深めてまいりました。

そのような中、2019年3月に入り、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け（以下、「APIV号ファンド」といいます。）が保有資産の流動性を確保することを目的に

SPCとして設立したPSZ株式会社に、APファンドが保有する当社C種優先株式を移管したい考えであること、また、SPCにC種優先株式を移管したのち、当社がC種優先株式を取得するまでのプロセスについてより具体的に協議していきたい旨の申し入れを受けました。

さらに、4月に入り、APIV号ファンドから、PSZ株式会社はAPファンドから当社C種優先株式を取得するための資金は金融機関からの借り入れによること、当社C種優先株式をPSZ株式会社に移管したのち、当社に同社の全株式を備忘価額で譲渡したい旨の提案を受けるに至りました。

そこで、当社取締役会において慎重に協議を重ね、PSZ株式会社の全株式を取得後、当社に吸収合併する方法を検討いたしました。この方法によればC種優先株式を発行価額と同額にて取得及び消却できるメリットが得られる一方、当社がPSZ株式会社の借入金を引き継ぐことになり、金融機関への返済に伴う現預金の社外流出という金銭対価による取得請求権の行使と実質的に同様となること、また借入金の完済までの間、改善基調にある当社の自己資本比率が悪化するというデメリットが生じます。これらを踏まえ、PSZ株式会社の全株式を取得後に当社に吸収合併することによりC種優先株式を取得、消却すると同時に、下記Ⅱに記載のとおり、当該C種優先株主であるAPファンドを割当先とする本新株式の発行により資金を調達したうえで、PSZ株式会社から引き継ぐ借入金の全額の返済原資とする、いわゆる当社C種優先株式と普通株式との実質的な交換を行うことといたしました。当スキームによると資本増強による財務基盤の強化という副次的効果が得られることになり、現在当社が置かれた経営環境を総合的に勘案すると最適な方法になり得ると判断いたしました。

また、当スキームにおける資本増強による財務基盤の強化という副次的効果の最大化を図るため、C種優先株式と同様に負債性の強い社債型優先株式であるA種優先株式並びにB種優先株式を保有いただくHOLTジャパン株式会社（以下、「HOLTジャパン」といいます。）に対しても、同様の手法により普通株式への実質的な交換を行うことについて検討打診した結果、本件の趣旨に賛同いただき応諾いただくに至りました。（※2）

そのため、APファンド並びにHOLTジャパンと協議のうえ、HOLTジャパンは保有するA種優先株式及びB種優先株式をPSZ株式会社に移管すること、PSZ株式会社は、C種優先株式の800百万円に加えて、A種優先株式及びB種優先株式の350百万円を含む総額1,179百万円を金融機関から借り入れることにつき、当該金融機

関より内諾が得られている確認しました。

これにより、各種優先株主からの金銭対価による取得請求権の行使という、当社が意図しない時期に同請求権の行使を受けた際に生じる事業成長資金の社外流出という事態が回避できるほか、自己資本の増強による財務基盤の強化が図れることとなります。また、当社が「事業再生期」に発行した現存する各種優先株式の全てを取得、並びに消却することとなります。

当社各種優先株式を普通株式への実質的な交換を行う本施策を通じて、当社普通株式の新規発行に伴い発行済株式総数を増加させることとなりますが、各種優先株式に付与されている金銭対価による取得請求権が発動にされることにより当社が意図しない時期、かつ当社グループの事業成長資金の社外流出リスクがなくなるほか、当社自己資本の質的向上による財務基盤の強化に寄与するものであります。

(※１) 当社の発行する各種優先株式は、当社の連結子会社である株式会社メガネスパーが債務超過解消のための株主資本（純資産）の増強を目的とした社債型優先株式として2014年４月21日に発行され、株式移転により2017年11月１日が設立されたことに伴い、同日付にて当社に引き継がれたものです。

なお、各種種類株式の権利内容は以下のとおりです。

- ・A種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権（B種優先株式並びにC種優先株式と同順位）、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権となります。
- ・B種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権（A種優先株式並びにC種優先株式と同順位）、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権、並びに株式対価による取得請求権となります。
- ・C種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権（A種優先株式並びにB種優先株式と同順位）、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権となります。

(※２) B種優先株式については、金銭対価による取得請求権のほか、定款第10条の17に定める算定方法に従って算出される数の当社普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することが

できる株式対価の取得請求権を有しております。しかしながら、株式対価の取得請求権の行使によって、その全てが普通株式に転換されずC種優先株式が交付されることとなり手続きが煩雑となることから、B種優先株式についても本スキームの対象とすることにいたしました。

2. SPCの株式取得（子会社化）

(1) 異動する子会社の概要

①	商号	PSZ株式会社	
②	本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号 虎ノ門タワーズオフィス17階	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 正村 祐介	
④	事業内容	経営コンサルティング業、有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買	
⑤	資本金の額	9,050,000円	
⑥	設立年月日	2019年3月19日	
⑦	大株主及び持株比率	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付除外少数人投資家向け 100%	
⑧	当社と当該会社との関係等	資本関係	該当事項はございません。
		人的関係	該当事項はございません。
		取引関係	同社が当社の各種優先株式を取得する原資を調達するために金融機関から借り入れた資金の返済債務を、当社が連帯保証しています。
		関連当事者への該当状況	該当事項はございません。
⑨	当該会社の最近3年間の経営成績：設立してから間もないため決算資料はありません。		

(2) 株式取得の相手先の概要

①	名称	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け	
②	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
③	出資額	74,275,000,000円	
④	組成目的	純投資	
⑤	主たる出資者及びその出資比率	無限責任組員であるAPIVGP 投資組合と、33名の有限責任組員（銀行、保険会社、年金及び政府系金融機関等）から出資されております。なお、出資比率が10%以上の出資者はおりません。	
⑥	業務執行組 合員又はこれに類する者	名称	APIVGP 投資組合
		所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
		出資額	93,000,000円
		組成目的	ファンド資産の運用及び管理
		主たる出資者及びその出資比率	業務執行組員である株式会社APIVGP と、4名の組員（個人）から出資されております。適格機関投資家である2名の個人がそれぞれ出資比率42.96%の組員として出資しております。その他に出資比率が10%以上の出資者はおりません。
		名称	株式会社APIVGP
		本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
		代表者の役職及び氏名	代表取締役 笹沼 泰助
		資本金	5,250,000円
		事業の内容	投資事業組合財産の運用及び管理
		主たる出資者及びその比率	株式会社アドバンテッジパートナーズ 100.0%

⑦ 当社との関係等	当 社（役員・役員関係や・大株主を含む。）と当該ファンドの関係	当該ファンドは当社普通株式95株（持株比率0.00%）、C種優先株式135株（持株比率42.19%）を保有しております。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき人的関係・取引関係はありません。
	当社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関連会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はございません。

(3) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式数の状況

①	異動前の所有株式数	0 株
②	取得株式数	18,100株
③	取得価額	1 円
④	異動後の所有株式数	18,100株（議決権所有割合：100%）

(4) SPCの株式取得（子会社化）の日程

取締役会決議日	2019年 6 月18日
株式譲渡契約日	2019年 6 月18日
株式譲渡実行日	2019年 6 月26日

3. 吸収合併の要旨

(1) 吸収合併の日程

取締役会決議日	2019年 6 月18日
吸収合併契約締結日	2019年 6 月24日
吸収合併期日（効力発生日）	2019年 7 月30日（予定）

※本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併及び会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、存続会社及び消滅会社における合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(2) 吸収合併の方式

当社を存続会社とし、PSZ株式会社を消滅会社とする吸収合併方式とします。

(3) 合併後の企業の名称

株式会社ビジョナリーホールディングス

(4) 吸収合併に係る割当ての内容

本合併は、上記 2. 株式取得の内容に記載したとおり、当社が100%株式を2019年6月26日に取得したため、当社100%子会社との合併になります。したがって、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

(5) 吸収合併の当事会社の概要

	消滅会社
①商号	PSZ株式会社
②所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス17階
③代表者の役職・氏名	代表取締役 正村 祐介
④事業内容	経営コンサルティング業、有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買
⑤資本金	9,050,000円
⑥設立年月日	2019年3月19日
⑦発行済株式数	18,100株
⑧決算期	12月
⑨大株主及び持株比率	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分 除外少数投資家向け 100%
⑩直前事業年度の財政状態及び経営成績	設立後間もなく実績がないため記載を省略いたします。

Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行

当社は、6月18日の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本株式」といいます。）の募集（以下、「本第三者割当増資」という。）を行うことについて決議いたしました。

1. 募集概要

(1)	払込期日	2019年7月4日
(2)	発行新株式数	普通株式20,338,000株
(3)	発行価額	1株につき58円
(4)	発行価額の総額	1,179,604,000円
(5)	資本組入額	1株につき29円
(6)	資本組入額の総額	589,802,000円
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け 6,034,000株 AP Cayman Partners II, L.P. 4,202,000株 Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company 3,665,000株 フォーティーツー投資組合 402,000株 HOLTジャパン株式会社 6,035,000株
(8)	その他	前号各号については、金融商品取引法による届出書の効力発生を条件とします。

(注) 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。また、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

上記、「I. SPCの株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）」の「1. 株式取得及び吸収合併する理由」に記載の内容と重複するため記載を省略いたします。

省略した内容に続く資金調達の主な目的は以下のとおりです。

当社各種優先株式と普通株式との実質的な交換を行う本施策を通じて、当社普通株式の新規発行に伴い発行済株式総数が増加することになりますが、各種優先株式に付与されている金銭対価による取得請求権が発動されることにより当社が予定しない時期、かつ当社グループの事業成長目的以外の現預金減少のリスクがなくなり、当社の自己資本の質的向上が図れること、また当社の機動的な資本政策を実施するための財務基盤の強化に寄与するものと判断いたしました。

本第三者割当におけるスキームは、以下のとおりです。

①APIV号ファンドがSPCであるPSZ株式会社を設立。

②各種優先株主がPSZ株式会社に各種優先株式を1,150百万円（額面総額）で譲渡。

- ・PSZ株式会社は増資により18百万円調達するとともに、金融機関から各種種類株式の取得資金の総額1,179百万円を調達。
- ・各種優先株主の要請に基づき、各種優先株主からPSZ株式会社に各種優先株式が移管されることについて、2019年6月18日開催の当社取締役会において譲渡承認。
- ・2019年6月26日付にて、各種優先株主はPSZ株式会社に当社各種優先株式を譲渡。この時点における各種優先株式を保有する株主はPSZ株式会社。

③株式譲渡から吸収合併までの流れ

- ・当社がAPIV号ファンドからPSZ株式会社の全株式を2019年6月26日に譲受け。
- ・当社を存続会社とする吸収合併を行い、それに伴いPSZ株式会社が保有する当社各種優先株式の全株式を取得（その後消却）。

④本第三者割当による新株式の発行

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	1, 179, 604, 000円
②発行諸費用の概算額	8, 000, 000円
③差引手取概算額	1, 171, 604, 000円

注１：払込金額の総額は、各種優先株式の額面総額である1, 150, 000, 000円に、P S Z株式会社が借り入れ時に要した資金調達コスト29, 600, 000円を加えたうえで端数を加味した1, 179, 604, 000円といたします。なお、資金調達コストはAPファンドに負担いただきます。

注２：発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

注３：発行諸費用の概算額は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、会計税務アドバイザー費用、その他諸費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本資金調達で調達する差引手取概算額1, 171, 604, 000円については、当社がPSZ株式会社を吸収合併することにより引き継ぐことになる金融機関からの借入金1, 179, 604, 000円の返済費用として全額充当いたします。本株式の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

なお、返済総額と差引手取概算額との差額につきましては、自己資金を充当いたします。

(本株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

手取金の使途	具体的な内訳	金額（百万円）	充当予定時期
借入金の返済	PSZ株式会社を吸収合併したことによって当社に引き継がれることになる借入金の返済	1, 171	2019年7月、10月※

※当該借入金の返済期限は2019年10月26日となりますが、7月中に借入金の一部を返済する予定です。

借入金につきましては、当社が吸収合併するPSZ株式会社と株式会社東京スター銀行が2019年6月20日付で締結した消費貸借契約による1, 179百万円であります。

消費貸借契約の概要は次のとおりです。

- ① 借入日 2019年6月26日

- | | | |
|---|------|---|
| ② | 金額 | 1, 179, 604, 000円 |
| ③ | 金利 | 年0.5% |
| ④ | 返済期限 | 2019年10月26日 |
| ⑤ | 貸付人 | 東京スター銀行 |
| ⑥ | 担保状況 | PSZ株式会社の債務の履行を当社が連帯保証しております。
また、当社が取得したPSZ株式会社の株式、PSZ株式会社が保有する当社各種優先株式及び当社とPSZ株式会社が株式会社東京スター銀行に開設している預金口座に担保権を設定しています。 |
| ⑦ | 資金使途 | 各種優先株式の取得対価 |

また、各種優先株式は、前記「Ⅰ．SPCの株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併） 3．合併の要旨」にて記載のとおり、当社がPSZ株式会社を吸収合併することにより、当社が保有することとなります。当社は、吸収合併によって取得した当該各種優先株式を含む全ての各種優先株式を消却いたします。

Ⅲ．資本金及び資本準備金の減少

当社は、6月18日の取締役会において、資本金及び資本準備金の減少を行うことについて決議いたしました。

1．資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今回の資本金の額及び資本準備金の額の減少は、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保し、将来の自社株取得等の株主還元策や、自社株を活用した株式交換によるM&Aを実施可能な企業体制を整備することを目的として行うものです。

2．資本金及び資本準備金の額の減少の概要

(1) 減少すべき資本金の額

589, 802, 000円

(2) 減少すべき資本準備金の額

589,802,000円

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

資本金の減少額 589,802,000円及び資本準備金の減少額 589,802,000円は全額
その他資本剰余金に振替える処理を行ないます。

IV. スtock・オプション（新株予約権）の発行

当社は、6月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び
第240条の規定に基づき、当社子会社代表取締役に対するストック・オプションとして、
新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本新株予約権も「VI. 株式併合」における株式併合の対象となります。

(ア) スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、2018年8月に株式会社VISIONIZEを子会社化したことにより、卸売事業
への本格的な展開を図ったほか、当社グループのアイケアサービスと当社が強
みを有するファッションとの融合による店舗フォーマットの多様化を進めた結
果、2019年4月期（第2期）においても増収増益を確保するなど、業界トップレ
ベルの顧客満足度と収益力を有する企業に向けた取り組みを強化しております。

そのような中で、より一層の業績向上やシナジー追及に対する意欲や士気を高
めるとともに、当社グループの企業価値を向上させることを目的として、当社子
会社代表取締役に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行するも
のです。

(イ) 新株予約権の名称

株式会社ビジョナリーホールディングス 第6回新株予約権

(ウ) 新株予約権の割当てを受ける者

当社子会社の代表取締役 1名

(エ) 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の総数

10,000個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。但し、有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

- ① 新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式1,000,000株とする。

ただし、下記②に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

- ② 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、下記4. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）

に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）または割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）のうちいずれか高い方に1円を加えた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、行使価額は下記②及び③に定める調整に服するものとする。

- ② 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

(イ) 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定め
ないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日
以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該
各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（た
だし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）
に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をし
た株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- (ロ) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を
行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の
譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値の
ない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場
する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来
高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社
普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未
満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ii 上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整
後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における
当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除
した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新

規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- iii 調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- ③ 上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- ④ 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間

2022年6月18日から2029年6月17日とする。

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。た

だし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権を割り当てる日

2019年7月4日

5. 新株予約権の取得事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、②新株予約権者が上記3.（6）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（１）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記３．（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記３．（４）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記３．（６）に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事項
上記５． に準じて決定する。

V. コミット型タームローン及びコミットメントライン契約締結

当社は、６月18日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式によるコミット型タームローン及びコミットメントライン契約を締結することについて決議いたしました。

1. 目的

当社グループは、アイケアサービスの一層の充実を図ることを目的として、次世代型店舗への移行、老朽化店舗や検査機材のリニューアル等、成長投資による

利益拡大を目指す段階にあります。

そのような中、今後の事業成長における資金需要への対応、並びに持続的成長に向けた財務基盤の安定性向上のために、機動的且つ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン契約を締結いたします。

2. コミット型タームローン及びコミットメントラインの概要

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| (1) 組成金融機関 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 組成金額 | 20億円 |
| (コミット型タームローン：10億円、コミットメントライン：10億円) | |
| (3) 契約締結日 | 2019年6月19日 |
| (4) コミット期間 | 2019年6月28日～2020年6月30日 |
| (5) 担保・保証 | 無担保・無保証 |
| (6) 参加金融機関 | 本契約締結時点では株式会社三井住友銀行のみ |
| (7) 組成目的譲渡期間 | 契約日～2019年12月30日まで |

VI. 株式併合

当社は、6月18日開催の取締役会において、2019年7月30日開催予定の第2期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合（10株を1株）に併合を付議することを決議いたしました。

株式併合について

(1) 併合の目的

当社は、2017年11月1日付にて、株式移転の方法により株式会社メガネスーパー（以下「メガネスーパー社」といいます。）の親会社として設立され、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場への上場を継続しておりますが、メガネスーパー社の事業再生過程で発行された種類株式や新株予約権の発行に伴い、新株予約権の行使並びに劣後株式の取得請求権行使による普通株式への転換等、普通株式数が増加したことにより、2019年4月30日現在における当社の普通株式の発行済株式総数は226,043,151株となっております。

この株式数は当社の事業規模から見て過大な状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当た

りの株価変動率も相対的に大きく、メガネスーパー社による2016年4月期の黒字転換と以降の黒字化定着により、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、並びにフォーティーツー投資組合の四株主（以下、「AP ファンド」といいます。）により支援を受けた2012年1月以降の「事業再生期」を終えていることから、2018年7月には新株式の発行を伴わないAPファンド保有の当社普通株式の売出しの決定により、当社の株主構成が大きく変化したことも相まって、投機の対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

一方、「事業再生期」から「再成長期」に移行して以降、財務基盤の強化とともに、速やかなる復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備に向けた検討を進めてまいりましたが、2019年6月18日公表の「特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得、第三者割当による新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の減少に関するお知らせ」の内容とともに本株式併合により、早期の株主還元の実現を目指してまいりたく、今般、本株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることで、現状の株価水準から望ましいとされる投資単位の水準となることを期待するとともに、復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備を進めてまいります。

なお、「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行」における新株式、「Ⅳ. ストック・オプション（新株予約権）の発行」における新株予約権につきましても、本株式併合の対象となります。

（2） 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 2019年11月1日をもって、2019年10月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の普通株式の発行済株式総数 (2019年4月30日現在)	226,043,151株
株式併合により減少する普通株式の株式数(注)	203,438,836株
株式併合後の普通株式の発行済株式総数(注)	22,604,315株

(注)「株式併合により減少する普通株式の株式数」及び「株式併合後の普通株式の発行済株式総数」は、株式併合前の普通株式の発行済株式総数及び普通株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数 (2019年4月30日現在)	350,000,000株
株式併合後の発行可能株式総数(注)	35,000,000株

(注) 2019年7月30日開催予定の当社第2期定時株主総会に定款の一部変更の件を付議いたします。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 新株予約権の権利行使価額の調整

発行決議日(付与対象者の区分)	調整前 権利行使価額	調整後 権利行使価額
第1回新株予約権(ストック・オプション) 2014年11月17日 取締役会決議(当社従業員) ※注1	53円	530円
第2回新株予約権(ストック・オプション) 2015年11月19日 取締役会決議(当社取締役) ※注1	53円	530円
第4回新株予約権(ストック・オプション) 2016年12月15日 取締役会決議(当社従業員) ※注1	61円	610円
第5回新株予約権(ストック・オプション) 2017年6月28日 取締役会決議(当社取締役) ※注1	53円	530円
第6回新株予約権(ストック・オプション) 2019年6月18日 取締役会決議(子会社取締役)	未定	未定

※注1 当社は、2017年11月1日付にて、株式移転の方法によりメガネスーパー社の親会社として設立されており、上記はいずれも同社により発行された新株予約権(ストック・オプション)を引き継いだものです。

(5) 株式併合の日程

取締役会決議日	2019年 6 月18日
株主総会決議日	2019年 7 月30日（予定）
株式併合に係る定款変更の効力発生日（注）	2019年11月 1 日（予定）
株式併合の効力発生日（注）	2019年11月 1 日（予定）

（注）2019年 7 月30日開催予定の当社第 2 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議いたします。

(6) 1 株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における 1 株当たり情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （自2017年5月1日 至2018年4月30日）	当連結会計年度 （自2018年5月1日 至2019年4月30日）
1 株当たり純資産額（円）	5.76	15.32
1 株当たり当期純利益（円）	41.05	19.55

13. その他の注記

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合

当社は、2018年7月10日開催の取締役会において、株式会社VISIONIZE（以下、「VISIONIZE 社」と言う。）の株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結し、2018年8月31日に株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社VISIONIZE（ヴィジョナイズ）

事業の内容 眼鏡、サングラスの輸入卸販売、「EYESTYLE」の店舗運営等

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2014年6月に眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、眼の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策（＝商品・サービスやアドバイス）を提供する企業として「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、アイケアに注力した商品・サービス展開とその拡充を図ってきました。PCやスマートフォンなどに代表されるビジュアルディスプレイターミナル（VDT）に依存した生活時間の増加や、高齢化社会の進展による老視（いわゆる老眼）を有する消費者の増加を背景に、アイケア重視のサービス型店舗モデルに転換し、その発展系として目の健康プラットフォームを通じた事業規模の拡大及び事業領域の拡張を進めております。

また、当社グループが掲げるアイケアを更に拡充・先鋭化させるとともに、店内装飾を上質にし、パーソナルな空間を確保した店舗レイアウトにより、心地よい空間で安心して検査やお悩みをご相談いただけるよう配慮した「次世代型店舗」をアイケア事業における成長戦略の中核と位置づけ、順次リニューアルを進めております。

一方、VISIONIZE社は、2011年1月に設立されて以降、世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店として、眼鏡等小売市場における盤石な顧客基盤を保有し、ブランド力を高めるプレス、マーケティング活動や輸入・品質管理・納品管理などのロジスティック面において強みを有しております。また、眼鏡、サングラスの販売を行う「EYESTYLE」を都内（神宮前、新宿、銀座、丸の内）4店舗、名古屋1店舗に

て展開しており、ファッションに重きを置く消費者のニーズを的確に捉えた店舗開発、並びに商品展開にも強みを有しております。

今回の株式取得により、当社グループの目の健康プラットフォームとVISIONIZE社の顧客基盤との連携、各社の強みであるアイケアサービス、ブランド商品調達等の相互供給や、高付加価値型店舗の共同開発・出店等を進め、中長期の柱となる成長領域を創出し、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

③ 企業結合日

2018年8月31日

④ 企業結合の法的形式

株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2018年9月1日から2019年4月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	(注) 現金	1, 106, 860千円
-------	--------	---------------

取得原価	1, 106, 860千円
------	---------------

(注) 取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等	7, 866千円
--------------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんのお金額

408,678千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

③償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

2. 共通支配下の取引等

当社は、2018年7月10日の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メガネスーパー（以下、「メガネスーパー」といいます。）から、関係会社管理事業及びメガネスーパーが保有する関係会社株式を2018年10月1日を効力発生日として、会社分割の方法により承継いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称

吸収分割承継会社：株式会社ビジョナリーホールディングス（当社）

分割会社：株式会社メガネスーパー（当社の連結子会社）

②対象となる事業の内容

株式会社メガネスーパーの関係会社管理事業

③企業結合日

2018年10月1日

④企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社メガネスーパーを分割会社とする吸収分割

⑤取引の目的を含む取引の概要

当社グループの再編にあたり、当社を持株会社とする持株会社体制への移行のため、当社子会社であるメガネスーパーの関係会社管理事業を吸収分割により当社に承継させ、メガネスーパー保有の株式会社メガネハウス、株式会社関西アイケアプラットフォーム、株式会社みちのくアイケアプラットフォーム及び株式会社Enhanceの株式を当社に移管いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

株主資本等変動計算書

(自 2018年5月1日
至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	10,000	—	622,431	622,431	16,758	16,758
当期変動額						
新株の発行	795	795		795		
当期純利益					784,326	784,326
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	795	795	—	795	784,326	784,326
当期末残高	10,795	795	622,431	623,227	801,085	801,085

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	649,189	250,119	899,309
当期変動額				
新株の発行		1,591		1,591
当期純利益		784,326		784,326
自己株式の取得	△4	△4		△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			101,686	101,686
当期変動額合計	△4	785,914	101,686	887,600
当期末残高	△4	1,435,103	351,805	1,786,909

〔個別注記表〕

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産 定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております
- (4) 消費税等の会計処..... 税抜方式によっております。
理方法

2. 表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務等

金銭債権	
短期金銭債権	35,268千円
金銭債務	
短期金銭債務	258,730千円

(2) 財務制限条項

①2018年3月30日付相対型コミットメントライン契約（当期末の借入金残高はあ

りません。)

㊦借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持する。

㊧借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続で損失とならないようにすること。

②2018年10月1日付特殊当座借越契約(当期末の借入金残高はありません。)

㊦借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期におけるインタレストカバレッジレシオ1超を維持する。インタレストカバレッジレシオとは、金利等の負担能力を示す指標のことをいい、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により以下の算式で算出されるものをいう。

(営業利益+受取利息) / 支払利息

㊧借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期において2期連続当期赤字としない。2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も改めてこの条項に該当するものとする。

㊦借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期において、債務超過を回避する。債務超過とは、最新の決算期の貸借対照表において、負債が資産を上回る状態をいう。

㊧借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の各事業年度末日における連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年4月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

㊦借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の各事業年度末日における連結ベースでの営業損益、経常損益のいずれか1つでも赤字となった場合、その翌決算期末における連結ベースでの営業損益のすべてを赤字にしないこと。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	952,680千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外費用	7,969千円
特別利益	478,658千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	49株
A種優先株式	700株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,633千円
未払費用	245千円
株式報酬費用	31,496千円
繰延税金資産小計	33,374千円
評価性引当金	△33,374千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

未収還付事業税	△2,329千円
繰延税金負債合計	△2,329千円
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	△2,329千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社メガネスーパー	所有100%	経営指導役員の兼任	経営指導料(注)2	484,945	売掛金	—
				資金の借入(注)3	1,540,000	短期借入金	—
				資金の返済(注)3	1,540,000		
				利息の支払(注)3	7,969	未払費用	7,969
				経費の立替	—	未払金	190,066
				売掛金の回収代行	—	預り金	51,035
子会社	株式会社メガネハウス	所有100%	経営指導役員の兼任	関係会社株式の譲渡(注)4	499,297	—	—
				関係会社株式譲渡益(注)4	478,658		
				経営指導料(注)2	25,898	売掛金	8,791
子会社	株式会社関西アイケアプラットフォーム	所有100%	経営指導役員の兼任	経費の立替	—	その他	544
				売掛金の回収代行	—	預り金	6,751
				経営指導料(注)2	8,575	売掛金	3,004
子会社	株式会社関西アイケアプラットフォーム	所有100%	経営指導役員の兼任	経費の立替	—	その他	169
				売掛金の回収代行	—	預り金	2,783

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 みちのくアイケアプラットフォーム	所有 100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	466	売掛金	134
				売掛金の回収代行	—	預り金	123
子会社	株式会社 Enhanlabo	所有 94.3%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	327	売掛金	354
子会社	株式会社 VisionWedge	所有 100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	446	売掛金	259
				経費の立替	—	その他	1,546
子会社	株式会社 VISIONIZE	所有 100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	32,020	売掛金	20,090
				配当の受取 (注) 5	400,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 1. 取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額であります。

2. 経営指導料は、双方協議のうえ合理的に決定しております。
3. 資金の借入については市場金利を勘案して利率を決定しております。
4. 株式の価額については、定款の定めによるところと第三者の株式価値算定報告書等を参考に合理的に決定しております。
5. 1株につき2,000,000円(所有株式数200株)の配当金を受け取っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 0円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円26銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

I. 特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得

連結計算書類の連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

II. 第三者割当による新株式の発行

連結計算書類の連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

III. 資本金及び資本準備金の減少

連結計算書類の連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IV. スtock・オプション（新株予約権）の発行

連結計算書類の連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

V. コミット型タームローン及びコミットメントライン契約締結

連結計算書類の連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

VI. 株式併合

連結計算書類の連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

連結計算書類の連結注記表「13. その他の注記」2. 共通支配下の取引等に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。